



3地区で地域づくり計画が策定されました！

平成26年度に地域協働実施地区に決定した玉山薮川地区、山岸地区、好摩地区では、これまで地域づくり計画の策定を進めてきました。このほど策定された各地区の計画の概要を紹介します。今年度からは地域づくり計画に基づき、具体的な事業に取り組んでいくことになります。

玉山薮川地区

玉山薮川地区では、地域内のまちあるきを実施し、地域の良さや資源、課題などを発見。その後、ワークショップをとおして情報を共有し、計画書を作成しました。今後は、安全な地域づくりや自然を生かした交流イベント等の活動が期待されます。

1 スローガン

「豊かな自然と伝統文化を生かした
安心して暮らせる 地域づくり」

2 活動テーマ

- ① 思いやりのある安全安心な地域づくり
- ② 農村風景を大切に自然環境保全と地域活性化に進む地域づくり
- ③ 誰もが訪れたい地域づくり

山岸地区

山岸地区では、ワークショップや小・中学生、一般向けのアンケートを実施し、地域のニーズを把握したうえで計画書を作成しました。今後はラジオ体操の推進や地域の歴史を学ぶ等の活動が期待されます。

1 スローガン

「自然が豊かでみんな元気なまち 山岸」

2 活動テーマ

- ① 安全・安心なまち
- ② みんな元気なまち
- ③ 自然が豊かなまち
- ④ 歴史を生かしたまち

好摩地区

好摩地区では、ワークショップで出された意見を基に住民アンケートを実施。好摩地区の良いところや課題などについて調査するなどして計画書を作成しました。今後は景観保全や地域農産物を利用した商品開発等の活動が期待されます。

1 スローガン

「活気に満ちて魅力あふれるまち・好摩」

2 活動テーマ

- ① 自然が豊かなまち
- ② ちょっと歩いて、何でもできるまち
- ③ 誰もが安心して暮らせるまち
- ④ 魅力あふれるまち
- ⑤ 活気に満ちたまち



【3地区の計画書です！】



こんな事業に活用されました

平成26年度市民協働推進事業

■まちづくり施設整備事業

【内 容】市民活動団体などが実施するまちづくり活動などの拠点施設の整備事業

【補助額】事業費相当額（上限1,250万円）

こさく

【莫蔭九・森九商店改修事業】

実施団体：「さららな街」盛岡を創る会

内容：歴史的なまち並みを有する紺屋町の「莫蔭九・森九商店」を改修・保全。昔ながらの商家の雰囲気を感じながら新茶を楽しむ、「チャリティ茶会」（4月29日（水）11時～14時）など、多くの人が集まる場としての活用が予定されている。



【莫蔭九・森九商店改修事業】

【鉾屋町旧消防番屋修理活用事業】

実施団体：め組山車保存会

内容：市消防団第二分団の旧番屋を改修し、秋まつりの太鼓等の練習場とするほか、常設の山車展示室として整備した。



【太田地区歴史民俗資料館整備事業】

【太田地区歴史民俗資料館整備事業】

実施団体：太田地区自治会協議会

内容：太田地区歴史民俗資料館を改修・保全し、地区に伝わる民俗資料や郷土芸能を広く発信する交流・観光拠点施設として整備。昔ならではの曲がり家で楽しむクラシック演奏会などのイベントが予定されている。

■公募型協働推進事業

【内 容】市民活動団体などと市が協働により実施する先駆的・公益的な事業

【補助額】事業費の5分の4（上限50万円）

【げんキッズ育成プロジェクトⅢ】

実施団体：（特非）3D SPORTS

担当課：保健福祉部子ども未来課

内容：市立保育園を巡回して、普段の保育の中で不足している体育指導などのサポートを行い、幼少期から運動に親しむ環境づくりの指導を行った。

【盛岡市内小学生元気あそび応援プロジェクト】

実施団体：（特非）イーはとーぶスポーツクラブ

担当課：市民部スポーツ推進課

内容：走る、飛ぶ、投げるなど子どもの基礎体力を向上させるため、小学校と連携して陸上水泳、スキーの学校授業の指導を行った。

【イノベーション対話手法を用いた地域課題を解決できる人材の育成】

実施団体：岩手SDM研究会

担当課：市長公室企画調整課

内容：地域課題を主体的・自立的に解決できる人材の育成に資するため、これまでの考え方にとらわれない発想で、物事の本質的な価値を見つける方法を学ぶ講座を開催した。

【映画の街盛岡活性化事業】

実施団体：盛岡大通商店街協同組合

担当課：商工観光部商工課

内容：昨年10月に開催した「もりおか映画祭」において、「レンズを通した盛岡の魅力」と題したパネルディスカッションを実施。映画監督の及川拓郎氏などのゲストを招いて、盛岡の魅力を新たな視点で再発見する機会とした。

平成27年度

市民協働推進事業を募集します！

■公募型協働推進事業

- (1) 市と協働により実施する公益的な事業
- (2) 指定6施設を活用した、賑わい創出などの事業

■補助額 事業費の5分の4（上限50万円）

■応募期限 平成27年5月22日（金）17時必着

～応募方法などの詳しい内容は、
市民協働推進課にお問い合わせください～